

登録資格者講習等の受講資格の告示（案）について

平成16年5月27日公布の改正建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の二十五第一号（第四条の三十七、第四条の三十九において準用する場合を含む。）において、建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を次のように定める。

1. 登録特殊建築物等調査資格者講習

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の建築、土木、電気、機械又はその他特殊建築物等調査に必要な課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者

学校教育法による短期大学において、正規の建築、土木、電気、機械又はその他特殊建築物等調査に必要な修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者

前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の建築、土木、電気、機械又はその他特殊建築物等調査に必要な課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の建築、土木、電気、機械又はその他特殊建築物等調査に必要な課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者

建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者

建築行政に関する業務について二年以上の実務の経験を有する者

火災予防に関する業務について五年以上の実務の経験を有する者

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の六第一項に規定する甲種消防設備士として五年以上の実務の経験を有する者

防火対象物点検資格者として五年以上の実務の経験を有する者

前各号と同等以上の知識及び技術を有する者

2. 昇降機検査資格者講習

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の機械工学又は電気工学その他これらに類する工学に関する課程を修めて卒業した後、昇降機及び遊戯施設に関して二年以上の実務の経験を有する者

学校教育法による短期大学において、正規の機械工学又は電気工学その他これらに類する工学に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、昇降機及び遊戯施設に関して三年以上の実務の経験を有する者

前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の機械工学又は電気工学その他これらに類する工学に関する課程を修めて卒業した後、昇降機及び遊戯施設に関して四年以上の実務の経験を有する者

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の機械工学又は電気工学その他これらに類する工学に関する課程を修めて卒業した後、昇降機及び遊戯施設に関して七年以上の実務の経験を有する者

昇降機及び遊戯施設に関して十一年以上の実務の経験を有する者

建築行政（昇降機及び遊戯施設に関するものに限る。）に関する業務について二年以上の実務の経験を有する者

昇降機及び遊戯施設に関する法令の施行（建築行政を除く。）に関して五年以上の実務の経験を有する者

前各号と同等以上の知識及び技術を有する者

3. 建築設備検査資格者講習

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の建築学、機械工学又は電気工学その他これらに類する工学に関する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して二年以上の実務の経験を有する者

学校教育法による短期大学において、正規の建築学、機械工学又は電気工学その他これらに類する工学に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築設備に関して三年以上の実務の経験を有する者

前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の建築学、機械工学又は電気工学その他これらに類する工学に関する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して四年以上の実務の経験を有する者

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の建築学、機械工学又は電気工学その他これらに類する工学に関する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して七年以上の実務の経験を有する者

建築設備に関して十一年以上の実務の経験を有する者

建築行政（建築設備に関するものに限る。）に関する業務について二年以上の実務の経験を有する者

建築設備に関する法令の施行（建築行政を除く。）に関して五年以上の実務の経験を有する者

前各号と同等以上の知識及び技術を有する者